

七都県市で連携協力して行う ディーゼル車対策について

概要

1都3県で、ほぼ同様のディーゼル車規制条例が成立
基準を満たさないディーゼル車の運行禁止

[規制への対応] ・低公害車、最新規制適合車への買い替え
・PM減少装置の装着



平成15年10月1日施行までの1年間、さらに連携を強化

七都県市ディーゼル車対策推進本部の設置

対策推進のための条件整備

● 七都県市

● 各都県市

PM減少装置の装着促進

PM減少装置の指定等

低硫黄軽油の供給促進

- * 共同の指定制度の創設（現在14社37型式）
- * メーカーに大量供給体制の確立等を要請
- * 国に補助制度の拡大を要請
- * 石油会社に前倒し供給の確実な実施を要請

- * 装着補助や融資等の支援策の充実
- * 供給コストに対する一部補助

低公害車、最新規制適合車への買い替え促進

七都県市低公害車指定制度による指定

- * 国に全国規模での支援策を要請

- * 購入補助や融資等の支援策の充実

規制対応に関する事業者への働きかけ

広報

- * 規制開始時期の周知（ラジオ、給油伝票）
- * 全国道府県等に規制周知の協力依頼

- * 自治体広報紙等への掲載等
- * 自動車税納税通知時の周知 等

関係業界への要請

- * 荷主である各業界の全国団体に協力要請
- * 自動車整備業界に協力要請

- * 各部局から関係業界への要請（例：建設部局 建設業界）
- * 公共工事・納品等における条例遵守を徹底

事業者への事前指導等における連携

- * 事業者の管理計画書等における指導等

各都県市の事業者としての率先取組

- * 庁有車の低公害車化
- * 外郭団体に対する早期対応の要請

規制実施の連携体制

条例施行に向けた仕組みづくり
共同して行う検査・取締り

- * 関係都県市間における情報の活用
- * 都県境の路上、物流拠点等での実施

- * 条例に違反する事業者等への勧告等